

確認済証・検査済証交付証明申込み及び 確認済証等再交付申請申込みをされるお客さまへ

株式会社東日本住宅評価センター

書面交付した確認済証や検査済証を紛失または滅失した場合、交付後 15 年間に限り確認済証交付証明書・検査済証交付証明書の交付が可能です。(附属文書様式 C-09・C-11)

電子交付した確認済証、中間検査合格証、仮使用認定通知書又は検査済証を紛失又は滅失した場合、交付後 15 年間に限り再交付が可能です。(附属文書様式 C-17)

交付証明申込み・再交付申込みには**建築主本人等の確認**が必要です。
以下の書類等をご用意ください。

(1) 建築主が個人の場合

■建築主から申込の場合：

運転免許証、パスポート（旅券）、マイナンバーカード、健康保険証（健康保険証の場合は、補助書類として、現住所が記載された発行日から 3 か月以内の公共料金領収書、又は発行日より 3 か月以内で現住所が記載された住民票とともに）のいずれか 1 点の実物(以下“個人を証明する物”とする)を**確認**いたします。

■建築主の権利の承継人から申込の場合：

①権利を承継した旨を証する書類の写しを受領し、

a) 承継人が個人の場合

②承継人の個人を証明する物を**確認**いたします。

b) 承継人が法人代表者の場合※

②承継法人の代表者の記載がある登記事項証明書（発行日より 3 か月以内で現住所が記載されているもの）または代表者の資格証明書、及び代表者個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

■建築主の代理人から申込の場合：

①建築主（承継人）からの委任状を受領し、②承継人から申込の場合は権利を承継した旨を証する書類の写しを受領し、③建築主（承継人）の個人を証明する物の写しを**確認**いたします。

a) 建築主の代理人が個人の場合

④代理人の個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

b) 代理人が法人の代表者の場合※

④代理法人の代表者の記載がある登記事項証明書（発行日より 3 か月以内で現住所が記載されているもの）または、代表者の資格証明書及び代表者個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

(2) 建築主が法人の代表者の場合※

■建築主から申込の場合：

法人の代表者の記載がある登記事項証明書（発行日より3か月以内で現住所が記載されているもの）または、代表者の資格証明書及び代表者個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

■建築主の権利の承継人から申込の場合：

①権利を承継した旨を証する書類の写しを受領し、

a) 承継人が個人の場合

②承継人の個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

b) 承継人が法人の代表者の場合※

②承継法人の代表者の記載がある登記事項証明書（発行日より3か月以内で現住所が記載されているもの）または代表者の資格証明書、及び代表者個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

■建築主の代理人から申込の場合：

①建築主（承継人）からの委任状を受領し、②承継人から申込の場合は権利を承継した旨を証する書類の写しを受領し、③建築主（承継人）の代表者の記載がある登記事項証明書（発行日より3か月以内で現住所が記載されているもの）〔法人の場合はこれのみ。〕承継人が個人の場合は個人を証明する物の写しを**確認**いたします。

a) 代理人が個人の場合

④代理人の個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

b) 代理人が法人の代表者の場合※

④代理法人の登記簿謄本（登記事項証明書）（発行日より3か月以内で現住所が記載されているもの）または、代表者の資格証明書及び代表者個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

※法人の代表者ではない場合（支店長等）、支店長等の資格を証する書面（顔写真付社員証等）と個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

(3) 共通

本人、本人の権利の承継人、代理人が法人の代表者以外の社員が申込等を行う場合は、支店等の窓口に来た方の当該法人に所属することを証する書類または法人代表者からの委任状、及び個人を証明する物の実物を**確認**いたします。

以上